

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各課長 殿
県下各警察署長

宮本会第359号
令和4年3月29日
宮城県警察本部長

宮城県警察建設工事競争入札委員会設置要領の一部改正について（通達）
見出しのことについて、別添のとおり宮城県警察建設工事競争入札委員会設置要領の一部を改正し、運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、「宮城県警察建設工事競争入札委員会設置要領の一部改正について（通達）」（令和2年3月12日付け宮本会第231号）は廃止する。

記

1 改正点

別表に規定する宮城県警察本部建設工事競争入札委員会の工事等の区分について、「1億5千万円未満の建設工事」を「3億円未満の建設工事」に、「3千万円未満の建設関連業務」を「5千万円未満の建設関連業務」に改めた。

2 施行期日

令和4年4月1日

宮城県警察建設工事競争入札委員会設置要領

1 趣旨

この要領は、宮城県警察における建設工事競争入札委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

建設工事又は建設関連業務（以下「工事等」という。）の入札参加者を公募する競争入札に関する検討、審査等を行うため、警察本部に宮城県警察本部建設工事競争入札委員会を、警察署に警察署建設工事競争入札委員会を設置する。

3 所掌事務

(1) 委員会（宮城県警察本部建設工事競争入札委員会及び警察署建設工事競争入札委員会をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

ア 入札等の参加者の資格条件の設定に関すること。

イ 入札等の参加資格の判定に関すること。

ウ 調査基準価格を設けた工事等の入札において、調査基準価格を下回る入札があった場合の当該入札の調査及び落札者の決定に関すること。

エ 調査基準価格を設けた工事等の入札において、落札候補者が建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく違反容疑等により宮城県の調査中である場合の当該入札の調査及び落札者の決定に関すること。

オ 総合評価落札方式の評価項目、落札決定基準等に関すること。

カ 総合評価落札方式による落札者に関すること。

(2) 宮城県警察本部建設工事競争入札委員会は、工事箇所を所管する警察署長に入札等の参加条件の設定に係る調査及び検討の報告並びにそれに対する意見を求めることができる。

4 組織等

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(2) 委員長は、必要と認めるときは会議を招集し、その会議を総括する。

(3) 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(4) 委員長は、委員会の運営に必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 部会

(1) 委員会に、部会を置くことができる。

(2) 部会の組織、所掌事務等は、委員会において定める。

6 決定等

(1) 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(2) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

7 庶務

委員会の庶務は、別表に定める庶務担当において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

委員会の種類	宮城県警察本部建設工事競争入札委員会	警察署建設工事競争入札委員会
工事等の区分	3億円未満の建設工事 5千万円未満の建設関連業務 (課等が発注する工事等)	1千万円未満の建設工事 (警察署が発注する工事等)
委員長	総務部会計課長	警察署長
副委員長	交通部交通規制課長	副署長又は次長
委員	総務部装備施設課長 警務部厚生課長 総務部会計課の管理官又は次長 総務部装備施設課施設調査官 警務部警務課企画官 地域部地域課管理官 交通部交通規制課課長補佐 当該工事を主管する担当課等の課長補佐 委員長が指定する者	会計課長 警務課長 地域課長 交通課長 当該工事を主管する担当課の長 委員長が指定する者
庶務担当	総務部会計課	警察署会計課